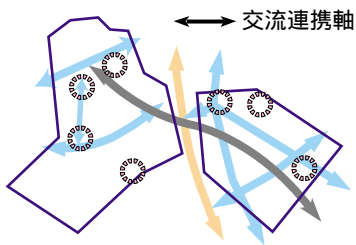


合併シンボルプロジェクト

新市の一体性を確保するため、シンボルとなる次のプロジェクトを推進する必要があります。

1 地域連結夢プロジェクト

新市の生活や経済の活性化を支え、広域的な交流や情報発信を進めるためのインフラとして、幹線道路の早期実現を図るほか、鉄道網の充実に向けて津久井地域への鉄道の延伸を促進し、新しい交通システムの導入を検討します。これにより、交通の利便性、快適性の向上を推進し、新市の一体化を図ります。

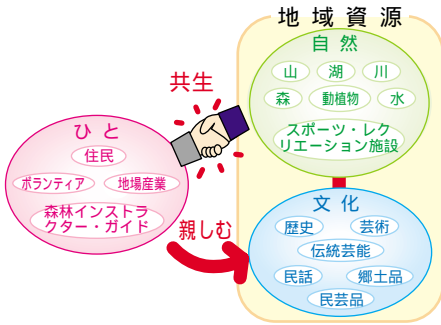


【主な事業】

- 骨格幹線道路の整備（さがみ縦貫道路、津久井広域道路 など）
- バスネットワークの充実
- 新しい交通システムの導入検討

2 市民のオアシスプロジェクト

水源地域の山、川、湖などの優れた自然や地域固有の歴史、風土を守るとともに、人と自然が共生し文化、芸術などと親しめる環境を活用し市民のオアシスとなる空間を創出します。また、都市部においても、市民の憩いの場となる魅力ある快適空間の創出に取り組みます。

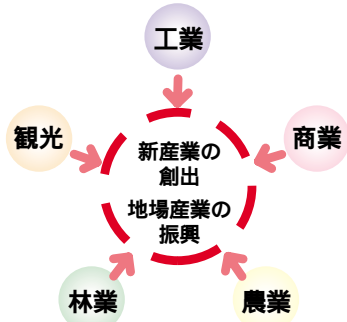


【主な事業】

- 自然に親しむ空間整備事業（森林ミュージアム・オートキャンプ場・ハイキングコースの整備、グリーンツーリズムの促進 など）
- 伝統文化の保存活用（フィールド・ミュージアム など）

3 まち+水源地=産業創生プロジェクト

新市は、まち（都市部）と水源や森林など豊かな自然を併せ持つことから、その特色を生かして観光や産業の振興を図るため、多様なイベントを有機的に連携させ、観光拠点の整備を進めるとともに、特産品を生かした地場産業の振興を図ります。

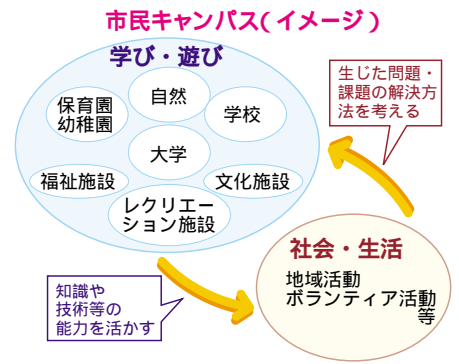


【主な事業】

- 新たな産業の創出事業（企業立地基盤の整備と誘致、産学連携 など）
- 産業と観光が連携した魅力ある観光地づくり（観光拠点整備推進事業 など）

4 市民キャンパスプロジェクト

豊かな人間性を育む環境づくりを進めます。子どもから大人まで、あらゆる人が生涯にわたって学習することができる機会を提供することにより、生涯現役時代にふさわしい“生涯学習都市”を目指します。

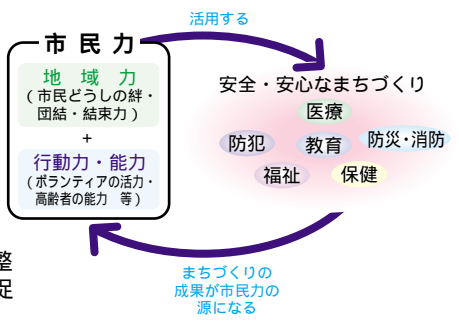


【主な事業】

- 生涯学習キャンパスの展開（（仮称）市民・大学交流センターの整備 など）
- 生涯学習の新しいネットワークの構築（図書館、博物館、公民館、大学などのネットワーク化）

5 安全・安心ネットワークプロジェクト

全ての市民が豊かに暮らせるよう、安全・安心なまちづくりを進めます。このため、保健、医療、福祉の充実を図ります。また、地域コミュニティの強化を図り、住民自らが地域を守るシステムを形成します。

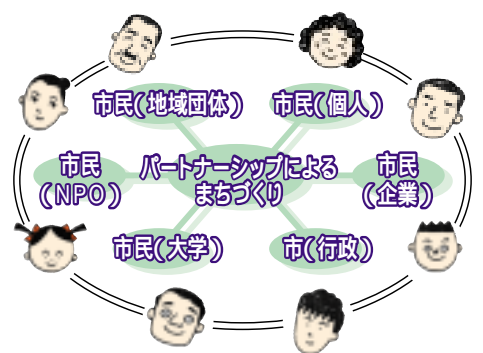


【主な事業】

- 総合的な保健・医療・福祉施策の推進（（仮称）北地区保健福祉センターの整備、特別養護老人ホーム等の整備促進 など）
- 防災、消防対策の強化（地域防災活動の支援、消防施設の整備、防災無線整備 など）
- 安全・安心なまちづくりの推進（安全・安心まちづくり推進体制の構築、地域防犯活動の支援 など）

6 パートナーシップ・都市内分権プロジェクト

都市内分権（分権型社会）を実現し、市民や民間団体、企業など地域社会を構成する様々な主体の協働による、自主的、自発的なまちづくりを目指します。



【主な事業】

- 市民主体の協働によるまちづくりの推進（さがみはらパートナーシップ推進指針・都市内分権の推進、コミュニティ活動への支援 など）

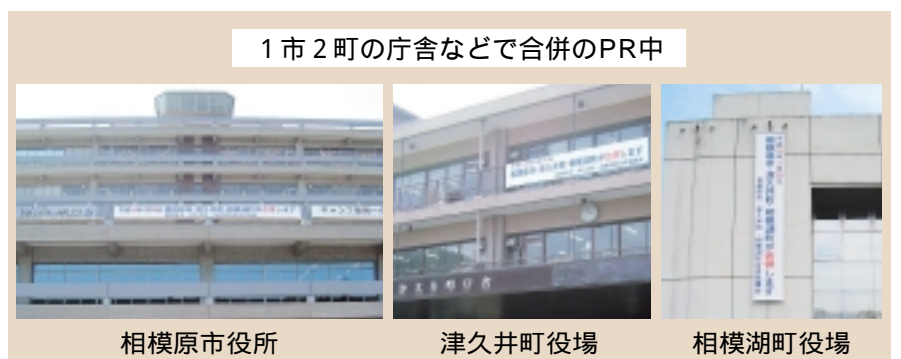
相模原市・津久井町・相模湖町の合併が確定

平成18年3月20日 新「相模原市」誕生

8月12日、総務大臣により相模原市、津久井町及び相模湖町の1市2町の合併（廃置分合）が告示されました。これにより、法律で定められた手続きがすべて終了し、平成18年3月20日に1市2町の合併による新「相模原市」が誕生します。

現在、新市誕生後の円滑な行政サービスの実施に向け、1市2町で協力し、住民の皆様への的確な情報提供や新市に移行するための諸準備を進めています。なお、合併に伴い変更となる行政サービスの内容や窓口における手続きなどについては、今後、各市町の広報などでも随時お知らせします。

また、県では「市町村合併支援指針」において、「合併関係市町村等の実情に応じた支援内容について個別具体的に検討する。」としていたことから、1市2町の合併の確定に伴い、支援方針を決定しました。



相模原市・津久井町・相模湖町の合併にかかる県の支援方針（要点）

- 合併に伴う住民への広報事業等に対し、既存の市町村合併支援補助金により支援する。
- 新市まちづくり計画に掲げる県事業の着実な実現に向けた取組を図る。
- 平成17年度中に限り、1市2町への県単独補助金等の補助態様を新市になるに伴い変更を行わない。
- 2町域で県が行ってきた中核市事務について、住民サービスを停滞させることなく、円滑に新市に引き継がれるよう、必要に応じて人的支援、財政的支援を行う。
- 合併前後の臨時的な財政需要や新市まちづくり計画の着実な実施に資するため、市町村合併特例交付金を措置する。
- 津久井郡4町域を所管する県機関について、その機能、役割を踏まえつつ、住民生活に支障のないよう十分に配慮しながら、そのあり方を検討する。

総務省告示第八百八十七号 市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、津久井郡津久井町及び同郡相模湖町を廃し、その区域を相模原市に編入する旨、神奈川県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十八年三月二十日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年八月十二日

総務大臣 麻生 太郎

8月12日(金) 発行の官報第4155号(本文抜粋)